

## 「小平すぐれもの」認定事業 実施要綱

### 第1条（目的）

小平市内に店舗または事業所を有する事業者が提供する、優れた「商品」「サービス」「製品」（以下「商品等」という。）を「小平すぐれもの」に認定し、PRすることで認定事業者の認知度及び売上の向上に寄与することを目的とする。

### 第2条（認定）

小平市内にある店舗または事業所にて提供する商品等に対し、売上金額や特徴、優れている点について、事業者からの申請資料及び面接によるヒアリングにより内容を精査し、優れているまたは特徴があると判断したものを「小平すぐれもの」に認定する。

### 第3条（評価基準）

商品等は次の評価基準により審査を実施する。

- (1) 知名度・認知度
- (2) 発展性（販売実績や売れているかどうか）
- (3) 優位性（他社と比べた時の明確なセールスポイント）
- (4) 価格設定（値ごろ感）
- (5) 品質（原材料、製造方法、工夫）

### 第4条（認定の申請）

認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は小平すぐれもの認定申請書を小平商工会に提出しなければならない。

- 2 1 事業者における申請は1件までとする。
- 3 認定期間終了後の同一内容の申請は認めない。

### 第5条（認定の審査・決定）

前条による申請を受けた商品等について、小平商工会において認定基準に基づき審査するものとする。

- 2 前項の審査により、申請を受けた「商品」「サービス」「製品」が認定基準に適合すると認めるときは、「小平すぐれもの」として認定する。（以下、「認定品」という。）
- 3 小平商工会は、前項の認定をおこなったときは、認定品及び事業者（以下「認定事業者」という。）を公表するものとする。

### 第6条（認定の有効期間）

前条2項に規定する認定の有効は、認定日の属する年度の3月31日までとする。

## 第7条（認定の変更）

取扱者は次の各号のいずれかに該当するときには、小平すぐれもの申請事項変更届出書により、速やかに小平商工会に提出しなければならない。

- (1) 認定品の名称または金額等を変更したとき。
- (2) 認定事業者の氏名、名称若しくは代表者または住所等を変更したとき。
- (3) 認定品の提供若しくは製造販売を中止または廃止したとき。
- (4) 認定品の規格、形状、原材料、サービス内容を著しく変更したとき。
- (5) その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

## 第8条（認定の取り消し）

小平商工会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定品の提供若しくは製造販売を中止または廃止したとき。
- (4) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 小平商工会は、前項の認定の取り消しを行ったときは、認定品及び認定事業者を公表することができる。

## 第9条（認定の表示）

認定事業者は、認定品の広報宣伝等に認定品であることを表示することができる。

## 第10条（認定事業者の責務）

認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するととともに、認定品の提供若しくは製造販売において、他の認定事業者と連携し、認定品のPRに努めるものとする。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに小平商工会に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

## 第11条（その他）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、小平商工会が別に定める。